女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-工-B-13-0003_改 3
提出年月日	2021年12月2日

# VI-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書

2021年12月

東北電力株式会社

- VI-1-1-8-2 防護すべき設備の設定
- VI-1-1-8-3 溢水評価条件の設定
- VI-1-1-8-4 溢水影響に関する評価
- VI-1-1-8-5 溢水防護施設の詳細設計

VI-1-1-8-1 溢水等による損傷防止の基本方針

目次

1.	根	要···································
2.	淊	â水等による損傷防止の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	1	防護すべき設備の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	2	溢水評価条件の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.	3	溢水評価及び防護設計方針・・・・・6
2.	4	溢水防護に関する施設の設計方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
3.	遃	通用規格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### 1. 概要

本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)第12条及び第54条並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設 の技術基準に関する規則の解釈」(以下「解釈」という。)に適合する設計とするため、 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備が発電所施設内における溢水の発生によりそ の要求される機能を損なうおそれがある場合に、防護処置その他の適切な処置を講じる ことを説明するものである。

## 2. 溢水等による損傷防止の基本方針

「原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド」(以下「評価ガイド」という。)を踏まえ て,発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても,発電用原子炉を高温 停止でき,引き続き低温停止及び放射性物質の閉じ込め機能を維持できる設計とする。 また,停止状態にある場合は,引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに,使 用済燃料プールにおいては,使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給 水機能を維持できる設計とする。ここで,これらの機能を維持するために必要な設備(以 下「溢水防護対象設備」という。)について,これら設備が,没水,被水及び蒸気の影響 を受けて,その安全機能を損なわない設計(多重性又は多様性を有する設備が同時にそ の安全機能を損なわない設計)とする。また,溢水の影響により発電用原子炉に外乱が 及び,かつ,安全保護系,原子炉停止系の作動を要求される場合には,その溢水の影響 を考慮した上で,「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき必要 な機器の単一故障を考慮し,発生が予想される運転時の異常な過渡変化又は設計基準事 故について安全解析を行い,炉心損傷に至ることなく当該事象を収束できる設計とする。

重大事故防止設備については、溢水の影響により設計基準対象施設の安全機能と同時 にその機能が喪失しないよう設計基準対象設備等の配置を含めて位置的分散を図る設計 とする。また、重大事故等対処設備であって、重大事故防止設備でない設備は、修復性 等も考慮の上、できる限り内部溢水に対する頑健性を確保する設計とする。さらに、重 大事故等対処設備のみによる安全性確保として、設計基準対象施設の機能に期待せずに、 重大事故等対処設備によりプラントの安全性に関する主要な機能が損なわれるおそれの ない設計とする。

溢水防護対象設備及び重大事故等対処設備を防護すべき設備とし,設定方針を「2.1 防護すべき設備の設定」に示す。

溢水評価を実施するに当たり,溢水源及び溢水量を,溢水影響を評価するために想定 する機器の破損等により生じる溢水(以下「想定破損による溢水」という。),発電所内 で生じる異常状態(火災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による 溢水(以下「消火水の放水による溢水」という。)並びに地震に起因する機器の破損等に より生じる溢水(使用済燃料プール等のスロッシングにより生じる溢水を含む。)の発生

要因別に設定する。なお,施設定期検査中においては,使用済燃料プール,原子炉ウェ ル及び蒸気乾燥器・気水分離器ピットのスロッシングにより生じる溢水を踏まえ溢水源 及び溢水量を設定する。その他の要因による溢水として,地下水の流入,地震以外の自 然現象,機器の誤作動等により生じる溢水(以下「その他の溢水」という。)を考慮し, 溢水源及び溢水量を設定する。

溢水防護に対する評価対象区画(以下「溢水防護区画」という。)及び溢水経路は,溢 水防護区画内外で発生を想定する溢水に対して,当該区画内の溢水水位が最も高くなる ように設定する。溢水源,溢水量,溢水防護区画及び溢水経路の設定方針を「2.2 溢水 評価条件の設定」に示す。

溢水評価では,没水,被水及び蒸気の影響を受けて要求される機能を損なうおそれが ある防護すべき設備に対して,溢水影響評価を実施し,必要に応じて防護対策を実施す る。具体的な評価及び防護設計方針を,「2.3.1 防護すべき設備を内包する建屋内及び エリア内で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針」のうち「(1) 没水の影響 に対する評価及び防護設計方針」,「(2) 被水の影響に対する評価及び防護設計方針」及 び「(3) 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針」に示す。

使用済燃料プールの機能維持に関しては,発生を想定する溢水の影響を受けて,使用 済燃料プール冷却系統及び給水系統が要求される機能を損なうおそれがないことを評価 する。具体的な評価及び防護設計方針を,「2.3.2 使用済燃料プールの機能維持に関す る評価及び防護設計方針」に示す。

溢水防護区画を内包する建屋外から溢水が流入するおそれがある場合には,防護対策 により溢水の流入を防止する。具体的な評価及び防護設計方針を,「2.3.3 防護すべき 設備を内包する建屋外及びエリア外で発生する溢水に関する溢水評価及び防護設計方針」 に示す。

発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器,配管その他の設備(ポ ンプ,弁,使用済燃料プール,原子炉ウェル,蒸気乾燥器・気水分離器ピット)から放 射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合において,放射性物質を含む液体が 管理区域外へ漏えいすることを防止する設計とする。管理区域外への漏えい防止に関す る評価及び防護設計方針を「2.3.4 放射性物質を含んだ液体の管理区域外への漏えい 防止に関する溢水評価及び防護設計方針」に示す。

防護すべき設備が発生を想定する溢水により要求される機能を損なうおそれがある場 合,又は放射性物質を含む液体が管理区域外に漏えいするおそれがある場合には,防護 対策その他の適切な処置を実施する。発生を想定する溢水から防護すべき設備を防護す るための施設(以下「溢水防護に関する施設」という。)について,実施する防護対策そ の他の適切な処置の設計方針を「2.4 溢水防護に関する施設の設計方針」に示す。

溢水評価条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために,溢水防 護区画において,各種設備の追加及び資機材の持込みにより評価条件としている溢水源,

LO

溢水経路及び滞留面積等に見直しがある場合は,溢水評価への影響確認を行うこととし, 保安規定に定めて管理する。

2.1 防護すべき設備の設定

評価ガイドを踏まえ、以下のとおり溢水防護対象設備を設定する。

- (1)「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」における 分類のクラス1,2に属する構築物,系統及び機器に加え,安全評価上その機能を期 待するクラス3に属する構築物,系統及び機器のうち,以下の機能を達成するため の重要度の特に高い安全機能を有する系統が,その安全機能を適切に維持するため に必要な設備
  - ・運転状態にある場合には,発電用原子炉を高温停止及び,引き続き低温停止する ことができ,並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持するための設備。
  - ・停止状態にある場合は引き続きその状態を維持する設備。
- (2) 使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能を適切に維持 するために必要な設備

また,重大事故等対処設備についても溢水から防護すべき設備として設定する。 防護すべき設備の設定の具体的な内容を添付書類「VI-1-1-8-2 防護すべき設備の 設定」に示す。

### 2.2 溢水評価条件の設定

(1) 溢水源及び溢水量の設定

溢水源及び溢水量は,想定破損による溢水,消火水の放水による溢水及び地震起 因による溢水を踏まえ設定する。また,その他の溢水も評価する。

想定破損による溢水又は消火水の放水による溢水の溢水源の想定に当たっては, 一系統における単一の機器の破損又は単一箇所での異常状態の発生とし,他の系統 及び機器は健全なものと仮定する。また,一系統にて多重性又は多様性を有する機 器がある場合においても,そのうち単一の機器が破損すると仮定する。号機間で共 用する建屋及び一体構造の建屋に設置される機器にあっては,共用,非共用機器に 係わらず,その建屋内で単一の溢水源を想定し,建屋全体の溢水経路を考慮する。

想定破損による溢水では,評価ガイドを参照し,高エネルギ配管は「完全全周破 断」,低エネルギ配管は「配管内径の 1/2 の長さと配管肉厚の 1/2 の幅を有する 貫通クラック(以下「貫通クラック」という。)」の破損を想定した評価とし,想定 する破損箇所は溢水影響が最も大きくなる位置とする。

ただし,高エネルギ配管については,ターミナルエンドを除き,応力評価の結果 により,以下のとおり破損形状を想定する。

・原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリの配管について、発

LO

R

生応力が許容応力の 0.8 倍以下であり,疲れ累積係数が 0.1 以下であれば破損を 想定しない。

・原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ以外の配管について、 発生応力が許容応力の 0.4 倍を超え 0.8 倍以下であり、疲れ累積係数が 0.1 以下 であれば「貫通クラック」による溢水を想定した評価とする。また、発生応力が 許容応力の 0.4 倍以下であり、疲れ累積係数が 0.1 以下であれば破損は想定しな い。

低エネルギ配管については,配管の発生応力が許容応力の 0.4 倍以下であれば破 損は想定しない。

破損を想定しない高エネルギ配管と低エネルギ配管は,評価結果に影響するよう な配管減肉がないことを確認するために,継続的な肉厚管理を実施することとし, 保安規定に定めて管理する。

また,高エネルギ配管として運転している時間の割合が,当該系統の運転してい る時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さいことから低エネルギ配管とす る系統(ほう酸水注入系,残留熱除去系,低圧炉心スプレイ系,高圧炉心スプレイ 系,原子炉隔離時冷却系,加熱蒸気及び復水戻り系)については,運転時間実績管 理を実施することとし,保安規定に定めて管理する。

消火水の放水による溢水では,消火活動に伴う消火栓からの放水量を溢水量とし て設定する。消火栓以外の設備である発電所内で生じる異常状態(火災を含む。)の 拡大防止のために設置されるスプリンクラ及び格納容器スプレイ冷却系からの溢水 については,防護すべき設備が溢水影響を受けない設計とする。具体的には,防護 すべき設備が設置される建屋には,スプリンクラは設置しない設計とする。格納容 器スプレイ系統の作動により発生する溢水については,原子炉絡納容器内の防護す べき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とし,詳細は添付書類「VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関 する説明書」の「2.3 環境条件等」に示す。また,格納容器スプレイ冷却系は,単 一故障により誤作動しないように設計されることから,誤作動による溢水は想定し ない。

地震起因による溢水では,溢水源となり得る機器(流体を内包する機器)のうち, 基準地震動Ssによる地震力により破損が生じる機器及び使用済燃料プール等のス ロッシングによる漏えい水を溢水源として設定する。耐震Sクラス機器については, 基準地震動Ssによる地震力によって破損は生じないことから溢水源として想定し ない。また,耐震B及びCクラス機器のうち耐震対策工事の実施又は設計上の裕度 の考慮により,基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性が確保されているもの については溢水源として想定しない。

溢水量の算出に当たっては、漏水が生じるとした機器のうち防護すべき設備への

溢水の影響が最も大きくなる位置で漏水が生じるものとして評価する。

溢水源となる配管については破断形状を完全全周破断とし,溢水源となる容器に ついては全保有水量を考慮した上で,溢水量を算出する。

使用済燃料プール等のスロッシングによる溢水量の算出に当たっては,基準地震動Ssによる地震力により生じるスロッシング現象を三次元流動解析により評価し, 使用済燃料プール外へ漏えいする溢水量を考慮し,施設定期検査中においては,使 用済燃料プール,原子炉ウェル及び蒸気乾燥器・気水分離器ピットのスロッシング による溢水を考慮し溢水源として設定する。

また,隔離による漏えい停止を期待する場合は,漏えい停止までの隔離時間を考 慮し,配管の破損箇所から流出した漏水量と隔離後の溢水量として隔離範囲内の系 統の保有水量を合算して設定する。ここで,漏水量は,配管の破損箇所からの流出 流量に隔離時間を乗じて設定する。なお,手動による漏えい停止の手順は,保安規 定に定めて管理する。

その他の溢水については、地下水の流入、降水、屋外タンクの竜巻による飛来物 の衝突による破損に伴う漏えい等の地震以外の自然現象に伴う溢水,機器の誤作動, 弁グランド部及び配管フランジ部からの漏えい事象を想定する。

溢水源及び溢水量の設定の具体的な内容を添付書類「VI-1-1-8-3 溢水評価条件の設定」のうち「2. 溢水源及び溢水量の設定」に示す。

(2) 溢水防護区画及び溢水経路の設定

溢水防護区画は,防護すべき設備が設置されている全ての区画並びに中央制御室 及び現場操作が必要な設備へのアクセス通路について設定する。

溢水防護区画は壁,扉,堰,床段差等,又はそれらの組み合わせによって他の区 画と分離される区画として設定する。

溢水経路は,溢水防護区画内外で発生を想定する溢水に対して,当該区画内の溢 水水位が最も高くなるように設定する。アクセス通路の設定については,必要に応 じて環境の温度及び放射線量を考慮する。消火活動により区画の扉を開放する場合 は,開放した扉からの消火水の伝播を考慮した溢水経路とする。なお,火災により 貫通部の止水機能が損なわれる場合には,当該貫通部からの消火水の流入を考慮す る。

また,溢水経路を構成する水密扉については,閉止状態を確実にするために,中 央制御室における閉止状態の確認,開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない 状態が確認された場合の閉止操作の手順書の整備を行うこととし,保安規定に定め て管理する。

常設している堰の取り外し及びハッチを開放する場合の運用を保安規定に定めて 管理する。

溢水防護区画及び溢水経路の設定の具体的な内容を添付書類「VI-1-1-8-3 溢水

 $\bigcirc$ 

評価条件の設定」のうち「3. 溢水防護区画及び溢水経路の設定」に示す。

- 2.3 溢水評価及び防護設計方針
  - 2.3.1 防護すべき設備を内包する建屋内及びエリア内で発生する溢水に関する溢水 評価及び防護設計方針
    - (1) 没水の影響に対する評価及び防護設計方針

発生を想定する溢水量,溢水防護区画及び溢水経路から算出される溢水水位と, 防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがある高さ(以下「機能喪失高 さ」という。)を評価し,防護すべき設備が没水の影響により要求される機能を損 なうおそれがないことを評価する。

また,溢水の流入状態,溢水源からの距離,人のアクセス等による一時的な水 位変動を考慮し,機能喪失高さは,溢水水位に対して裕度を確保する設計とする。 具体的には,防護すべき設備の機能喪失高さが溢水防護区画ごとに算出される溢 水水位に対して一律 100 mm 以上の裕度を確保する設計とする。

さらに,機能喪失高さは,区画の床勾配による床面高さのばらつきを考慮した 設計とする。

防護すべき設備が溢水による水位に対し機能喪失高さを確保できないおそれが ある場合は、溢水水位を上回る高さまで、止水性を維持する壁、扉、蓋、堰、逆 流防止装置又は貫通部止水処置により溢水伝播を防止する対策を実施する。

止水性を維持する溢水防護に関する施設については,試験又は机上評価にて止 水性を確認する設計とする。

消火水の放水による没水影響で防護すべき設備の機能を損なうおそれがある場合には,水消火を行わない消火手段(ハロンガス消火設備による消火,ケーブルトレイ消火設備による消火又は消火器による消火)を採用することで没水の影響が発生しない設計とする。さらに当該エリアへの不用意な放水を行わない運用とすることとし保安規定に定めて管理する。

没水影響評価の具体的な内容を添付書類「VI-1-1-8-4 溢水影響に関する評価」 のうち「2.1 没水影響に対する評価」に示す。

(2) 被水の影響に対する評価及び防護設計方針

溢水源からの直線軌道及び放物線軌道の飛散による被水並びに天井面の開口部 又は貫通部からの被水の影響を受ける範囲内にある防護すべき設備が被水により 安全機能を損なうおそれがないことを評価する。

防護すべき設備は,被水に対する保護構造(以下「保護構造」という。)を有し 被水影響を受けても要求される機能を損なうおそれがない設計とする。

保護構造を有さない場合は,要求される機能を損なうおそれがないよう同時に 溢水の影響を受けないような配置設計又は被水の影響を受けない設計とする。

LO

R

保護構造により要求される機能を損なうおそれがない設計とする設備について は,評価された被水条件を考慮しても要求される機能を損なうおそれがないこと を設計時に確認し,保護構造を維持するための保守管理を実施する。

また,水消火を行う場合には,消火対象以外の設備への誤放水がないよう,消 火放水時に不用意な放水を行わない運用とすることとし保安規定に定めて管理す る。

被水影響評価の具体的な内容を添付書類「VI-1-1-8-4 溢水影響に関する評価」 のうち「2.2 被水影響に対する評価」に示す。

(3) 蒸気影響に対する評価及び防護設計方針

溢水防護区画内で発生を想定する溢水源からの漏えい蒸気の直接噴出及び拡散 による影響を受ける範囲内にある防護すべき設備が,蒸気放出の影響により要求 される機能を損なうおそれがないことを評価する。

防護すべき設備は,溢水源からの漏えい蒸気を考慮した耐蒸気仕様を有し,蒸気 影響を受けても要求される機能を損なうおそれがない設計とする。

耐蒸気仕様を有さない場合は,要求される機能を損なうおそれがないよう多重 性又は多様性を有し,同時に溢水の影響を受けないような別区画に設置され,要 求される機能を同時に損なうことのない設計又は性能試験により設備の健全性が 確認されている漏えい蒸気影響を緩和するための対策を実施する。

漏えい蒸気による環境において要求される機能を損なうおそれがある計装設備 を対象に,漏えい蒸気による環境条件(温度及び湿度)により対象設備が要求さ れる機能を損なわないための対策を実施する。

主蒸気管破断事故時等には,原子炉建屋原子炉棟内外の差圧による原子炉建屋 ブローアウトパネルの開放により,溢水防護区画内において蒸気影響を軽減する 設計とする。

また,防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合,防護すべき設備の要求され る機能が損なわれていないことを確認することとし,保安規定に定めて管理する。

蒸気影響評価の具体的な内容を添付書類「VI-1-1-8-4 溢水影響に関する評価」 のうち「2.3 蒸気影響に対する評価」に示す。

原子炉建屋ブローアウトパネルに関する具体的な設計方針については、添付書 類「VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における 健全性に関する説明書」に示す。 2.3.2 使用済燃料プールのスロッシング後の機能維持に関する評価及び防護設計方針

使用済燃料プール等のスロッシング後の機能維持に関しては,基準地震動Ss による地震力によって生じるスロッシング後の使用済燃料プール等の水位低下を 考慮しても,使用済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水機能が 確保され,それらを用いることにより適切な水温(水温65℃以下)及び遮蔽水位 (オーバーフロー水位)が維持できることを評価する。

使用済燃料プール等のスロッシングによる溢水量の算出に当たっては、基準地 震動Ssによる地震力によって生じるスロッシング現象を3次元流動解析により 評価する。その際、使用済燃料プールの初期水位はオーバーフロー水位として評 価する。

使用済燃料プール機能維持評価の具体的な内容を添付書類「VI-1-1-8-4 溢水 影響に関する評価」のうち「2.4 使用済燃料プールの機能維持に関する溢水評価」 に示す。

2.3.3 防護すべき設備を内包するエリア外及び建屋外で発生する溢水に関する溢水 評価及び防護設計方針

防護すべき設備を内包するエリア外及び建屋外において,発生を想定する溢水 である循環水系配管の伸縮継手の破損による溢水,屋外タンクの破損による溢水 及び地下水等が,防護すべき設備を内包するエリア内及び建屋内に流入するおそ れがある場合には,壁,扉,堰等の設置及び貫通部止水処置により流入を防止す る設計とし,防護すべき設備が要求される機能を損なうおそれがない設計とする。

また,防護すべき設備を内包するエリア外及び建屋外で発生する溢水量の低減 対策として以下に期待する。

タービン建屋内における循環水系配管の伸縮継手及びタービン補機冷却海水系 配管において耐震性を確認していない箇所からの溢水を早期に自動検知し,自動 隔離を行うために,循環水系隔離システム(漏えい検出器,復水器水室出入口弁, 漏えい検出制御盤等)及びタービン補機冷却海水系隔離システム(漏えい検出器, タービン補機冷却海水ポンプ吐出弁,漏えい検出制御盤等)を設置する。循環水系 隔離システムについては,隔離信号発信後約 30 秒で循環水ポンプを停止するとと もに,約3分で復水器水室出入口弁を自動閉止することにより破断想定箇所と海 洋を隔離する設計とし,タービン補機冷却海水系隔離システムについては,隔離 信号発信後約 30 秒でタービン補機冷却海水ポンプを停止するとともに,タービ ン補機冷却海水ポンプ吐出弁を自動閉止することにより破断想定箇所と海洋を隔 離する設計とする。

地下水については、地下水位低下設備のうち揚水ポンプの故障等により建屋周

囲の水位が地表面まで上昇することを想定し,建屋外周部における壁及び貫通部 止水処置により防護すべき設備を内包する建屋への流入を防止する設計とする。

防護すべき設備を内包するエリア外及び建屋外で発生する溢水に関する溢水評価の具体的な内容を添付書類「VI-1-1-8-4 溢水影響に関する評価」のうち「3. 溢水防護区画を内包する建屋外からの流入防止」に示す。

2.3.4 放射性物質を含んだ液体の管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価及び 防護設計方針

発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器,配管及びその他 の設備(ポンプ,弁,使用済燃料プール,原子炉ウェル,蒸気乾燥器・気水分離 器ピット)からあふれ出る放射性物質を含む液体について,溢水量,溢水防護区 画及び溢水経路により溢水水位を算出し,放射性物質を内包する液体が管理区域 外へ漏えいすることを防止し伝播するおそれがないことを評価する。なお,地震 時における放射性物質を含む液体の溢水量の算出については,耐震重要度分類に 応じた要求される地震力を用いて設計する。

放射性物質を含む液体が管理区域外に伝播するおそれがある場合には管理区域 外への溢水伝播を防止するため,防護対策を実施する。

評価で期待する溢水防護対策として,漏えいする溢水水位を上回る高さを有す る伝播防止処置を実施し,放射性物質を含む液体が管理区域外へ伝播しない設計 とする。また,溢水防護対策は,溢水の流入状態,溢水源からの距離,人のアク セス等による一時的な水位変動を考慮し,溢水水位に対して原則 100 mm 以上の 裕度を確保する設計とする。

管理区域外への漏えい防止に関する溢水評価の具体的な内容を添付書類「VI-1-1-8-4 溢水影響に関する評価」のうち「4. 管理区域外への漏えい防止に関す る溢水評価」に示す。

## 2.4 溢水防護に関する施設の設計方針

「2.2 溢水評価条件の設定」及び「2.3 溢水評価及び防護設計方針」を踏まえ, 溢水防護区画の設定,溢水経路の設定及び溢水評価において期待する溢水防護に関す る施設の設計方針を以下に示す。設計に当たっては,溢水防護に関する施設が要求さ れる機能を踏まえ,溢水の伝播を防止する設備及び蒸気影響を緩和する設備に分類し 設計方針を定める。

また,溢水防護に期待する施設は,要求される機能を維持するため,計画的に保守 管理を実施するとともに,必要に応じ補修を実施することとし,保安規定に定めて管 理する。

溢水防護に関する施設の設計方針を添付書類「VI-1-1-8-5 溢水防護施設の詳細設

計」に示す。

- 2.4.1 溢水伝播を防止する設備
  - (1) 水密扉(浸水防止設備と一部兼用)

原子炉建屋,制御建屋,海水ポンプ室,復水貯蔵タンクエリア,軽油タンクエ リア,タービン建屋,補助ボイラー建屋及び屋外で発生を想定する溢水が,溢水 防護区画内へ伝播しない設計とするために,原子炉建屋,制御建屋,海水ポンプ 室,軽油タンクエリアに止水性を有する水密扉を設置する。

また,原子炉建屋浸水防止水密扉(No.1),原子炉建屋浸水防止水密扉(No.2),制 御建屋浸水防止水密扉(No.1),制御建屋浸水防止水密扉(No.2),制御建屋浸水防止 水密扉(No.3),制御建屋浸水防止水密扉(No.4),制御建屋浸水防止水密扉(No.5),計 測制御電源室(B)浸水防止水密扉(No.3),制御建屋空調機械(A)室浸水防止水密扉, 制御建屋空調機械(B)室浸水防止水密扉,第2号機MCR浸水防止水密扉を,浸水防 止設備として兼用する。

原子炉建屋,制御建屋,海水ポンプ室,軽油タンクエリアに設置する水密扉は, 発生を想定する溢水水位による静水圧に対し,溢水伝播を防止する機能を維持す る設計とする。また,地震時及び地震後において期待する水密扉については,基 準地震動Ssによる地震力に対して,溢水伝播を防止する機能を維持する設計と する。それ以外の水密扉については,主要設備リストにおける耐震重要度分類に て要求される地震力に対して,溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

(2) 浸水防止蓋(浸水防止設備と兼用)

屋外で発生を想定する溢水が,溢水防護区画内へ伝播しない設計とするために, 軽油タンクエリアに止水性を有する浸水防止蓋を設置する。また,軽油タンクエ リアに設置する浸水防止蓋を,浸水防止設備として兼用する。

浸水防止蓋は,発生を想定する溢水水位による静水圧に対し,溢水伝播を防止 する機能を維持する設計とする。また,地震時及び地震後において,基準地震動 Ssによる地震力に対して,溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

(3) 浸水防止堰

原子炉建屋及び制御建屋で発生を想定する溢水が,溢水防護区画内へ伝播しな い設計とするために,原子炉建屋及び制御建屋に止水性を有する浸水防止堰を設 置する。

原子炉建屋及び制御建屋に設置する浸水防止堰は,発生を想定する溢水水位に よる静水圧に対し,溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

また,地震時及び地震後において,期待する浸水防止堰については,基準地震動Ssによる地震力に対して,溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。 それ以外の浸水防止堰については,主要設備リストにおける耐震重要度分類にて

要求される地震力に対して,溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

(4) 管理区域外伝播防止水密扉(原子炉建屋と一部兼用)及び管理区域外伝播防止 堰

管理区域内で発生を想定する放射性物質を含む液体が,管理区域外へ伝播しない設計とするために,原子炉建屋,制御建屋及びタービン建屋に管理区域外伝播防止水密扉及び管理区域外伝播防止堰を設置する。

また,原子炉建屋の原子炉建屋大物搬入口を,管理区域外伝播防止水密扉とし て兼用する。

原子炉建屋,制御建屋及びタービン建屋に設置する管理区域外伝播防止水密扉 及び管理区域外伝播防止堰は,発生を想定する溢水水位による静水圧に対し,溢 水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

また,地震時及び地震後において期待する管理区域外伝播防止水密扉及び管理 区域外伝播防止堰については,主要設備リストにおける耐震重要度分類にて要求 される地震力に対して,溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

(5) 逆流防止装置

LO

R

VI-1-1-8-1

0

 $\sim$ 

 $\bigcirc$ 

原子炉建屋及び制御建屋で発生を想定する溢水が,床ドレンラインを介して溢 水防護区画内へ伝播しない設計とするために,床ドレンラインに止水性を有する 逆流防止装置を設置する。

逆流防止装置は,発生を想定する溢水水位による静水圧に対し,溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

また,地震時及び地震後において期待する逆流防止装置については,基準地震 動Ssによる地震力に対して,溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。 それ以外の逆流防止装置については,主要設備リストにおける耐震重要度分類に て要求される地震力に対して,溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

(6) 貫通部止水処置(浸水防止設備と一部兼用)

原子炉建屋,制御建屋,海水ポンプ室,復水貯蔵タンクエリア,軽油タンクエ リア,タービン建屋,補助ボイラー建屋及び屋外にて発生を想定する溢水が,溢 水防護区画内へ伝播しない設計とするため,貫通部止水処置を実施する。

原子炉建屋,制御建屋,海水ポンプ室,復水貯蔵タンクエリア,軽油タンクエ リア及びタービン建屋に設置する貫通部止水処置は,発生を想定する溢水水位に よる静水圧及び溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対し,溢水伝播 を防止する機能を維持する設計とする。

また,地震時及び地震後において期待する貫通部止水処置については,基準地 震動Ssによる地震力に対して,溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。 それ以外の貫通部止水処置については,主要設備リストにおける耐震重要度分類 にて要求される地震力に対して,溢水伝播を防止する機能を維持する設計とする。

(7) 循環水系隔離システム

タービン建屋復水器エリアで発生を想定する循環水系配管破断箇所からの溢水 量を低減するために,循環水系配管破断箇所からの溢水を早期に自動検知し,隔 離を行うために,循環水系隔離システム(漏えい検出器,復水器水室出入口弁, 漏えい検出制御盤等)を設置する。

また,循環水系隔離システムは,地震時及び地震後において,基準地震動 S s による地震力に対して,溢水量を低減する機能を維持する設計とする。

(8) タービン補機冷却海水系隔離システム

タービン建屋内のタービン補機冷却水系熱交換器を設置するエリアで発生を想 定するタービン補機冷却海水系配管破断箇所からの溢水量を低減するために,タ ービン補機冷却海水系配管破断箇所からの溢水を早期に自動検知し,隔離を行う タービン補機冷却海水系隔離システム(漏えい検出器,タービン補機冷却海水ポ ンプ吐出弁,漏えい検出制御盤等)を設置する。

また,タービン補機冷却海水系隔離システムは,地震時及び地震後において, 基準地震動Ssによる地震力に対して,溢水量を低減する機能を維持する設計と する。

- 2.4.2 蒸気影響を緩和する設備
  - (1) 蒸気防護カバー

タービン建屋内で想定する漏えい蒸気が防護すべき設備へ与える影響を緩和す るために防護すべき設備を囲う蒸気防護カバーを設置する。

蒸気防護カバーは、蒸気の噴出による荷重に対して蒸気影響を緩和する機能を 損なうおそれがない設計とする。

- 2.4.3 排水を期待する設備
  - (1) 床ドレンライン

原子炉建屋内に配置される床ドレンラインは,発電所内で生じる異常状態(火 災を含む。)の拡大防止のために設置される系統からの放水による溢水を定めら れた区画へ排水させる設計とする。

床ドレンラインは、上記の発生を想定する溢水が、排水される静水圧に対して 閉塞せず、排水機能を損なうおそれがない設計とする。

3. 適用規格

適用する規格としては、既往工認で適用実績がある規格のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示したうえで適用可能とする。 適用する規格、基準、指針等を以下に示す。

LO

Ц

- ・JSME S NC1-2005/2007 発電用原子力設備規格 設計・建設規格
- ・原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601-1987)
- ・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編(JEAG4601・補-1984)
- ・原子力発電所の火災防護指針(JEAG4607-2010)
- ・原子力発電所耐震設計技術指針(JEAG4601<mark>-</mark>1991 追補版)
- ・日本産業規格(JIS)
- ・建築基準法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号)
- ・建築基準法施行令(昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号)
- 消防法(昭和23年7月24日法律第186号)
- · 消防法施行令(昭和 36 年 3 月 25 日政令第 37 号)
- ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(平成 25 年 6 月 19 日原規技発第 1306194 号)
- ・日本建築学会 1999 年 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 -許容応力度設計
   法-
- ・日本建築学会 2010 年 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説
- ・日本建築学会 2005 年 鋼構造設計規準 -許容応力度設計法-
- ・日本建築学会 2010 年 各種合成構造設計指針・同解説
- ・発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日 原子力安 全委員会決定)
- ・日本建築学会 2015 年 原子力施設における建築物の維持管理指針・同解説
- ・<br />
  日本水道協会 1997 年 水道施設耐震工法指針・解説
- ・<br />
  日本水道協会 2009 年 水道施設耐震工法指針・<br />
  解説
- ・ 土木学会 2002 年 コンクリート標準示方書 [構造性能照査編]
- •日本建築学会 2012 年 鋼構造接合部設計指針
- ・日本機械学会 機械工学便覧